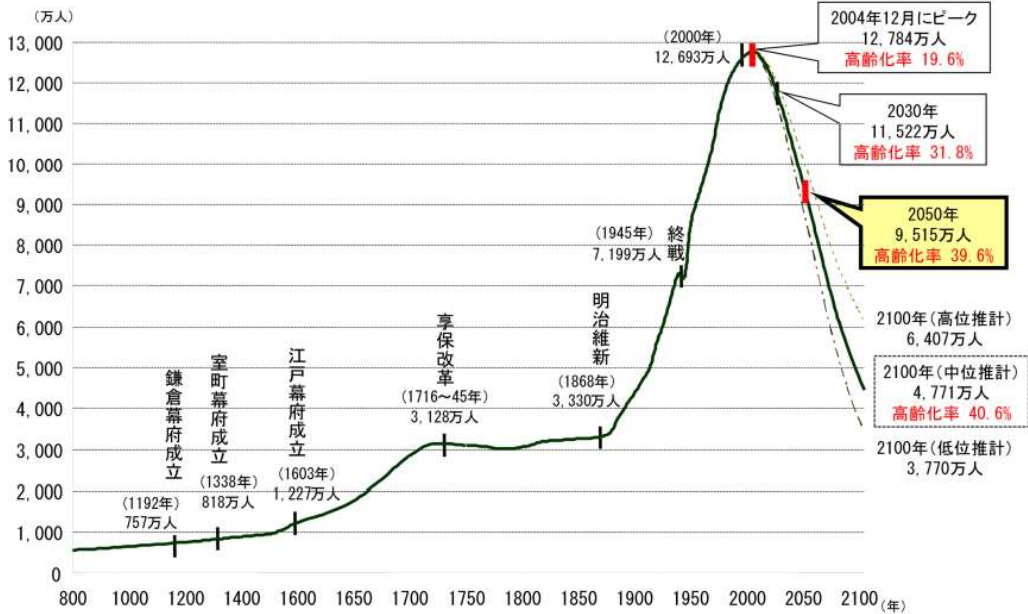
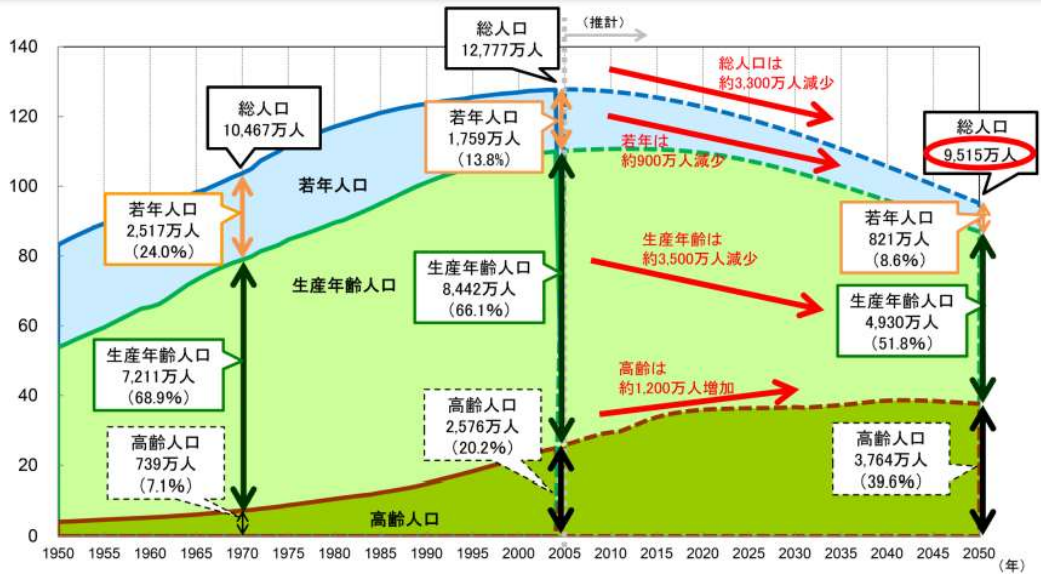


日本の総人口&高齢化率の推移 by 総務省



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

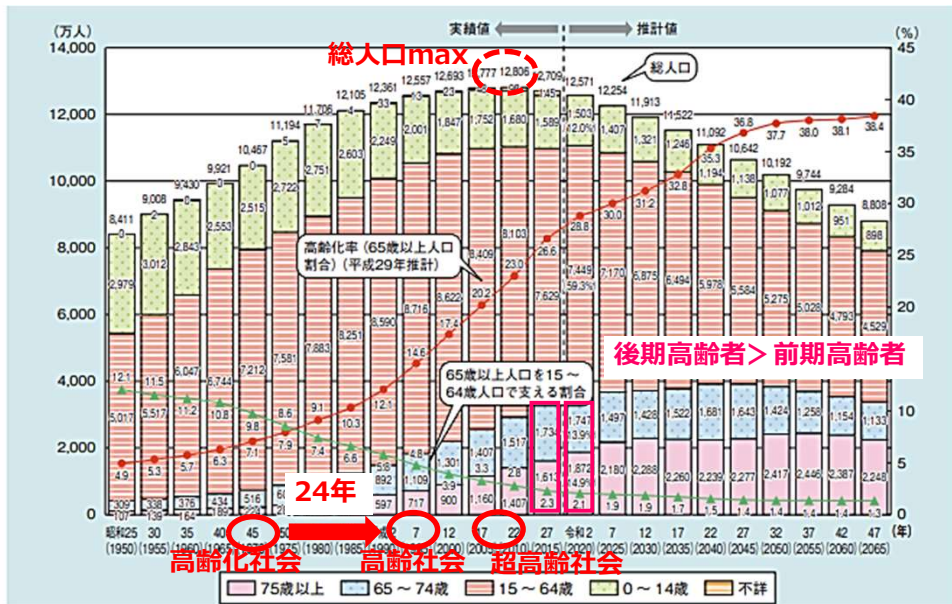
日本の総人口&高齢化率の推移 by 総務省



(注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合
 (注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含んでいる
 (注4) 1950~1969、1971年は沖縄を含まない

出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会)

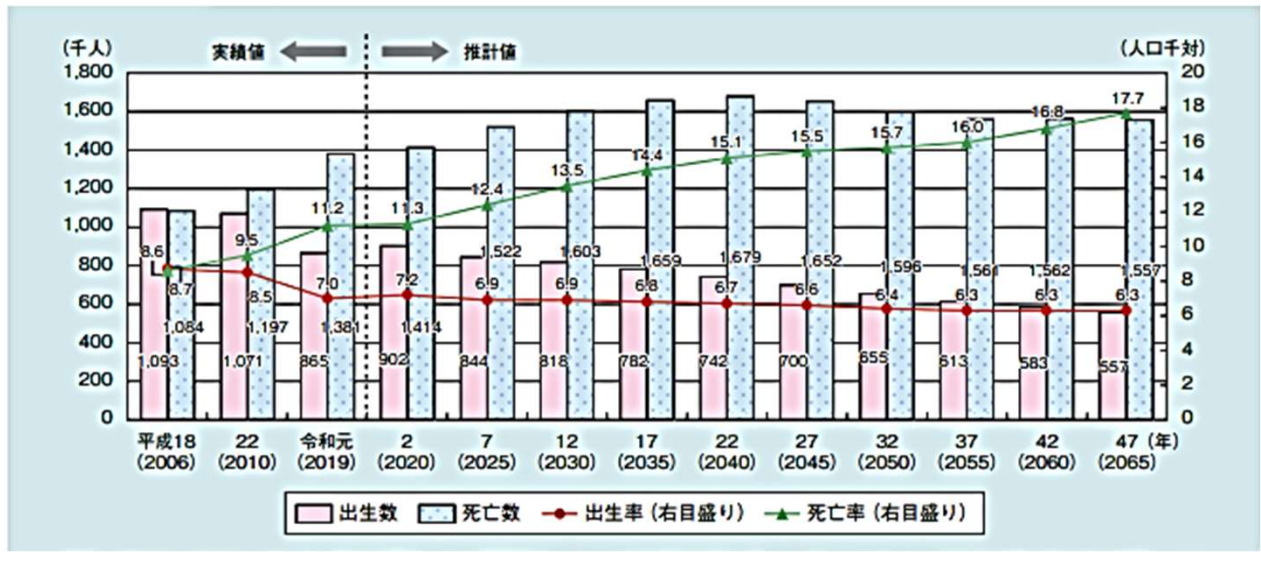
令和3年版 高齢社会白書 by 内閣府



1970年：高齢化社会
1994年：高齢社会
2007年：超高齢社会
※倍加年数：24年

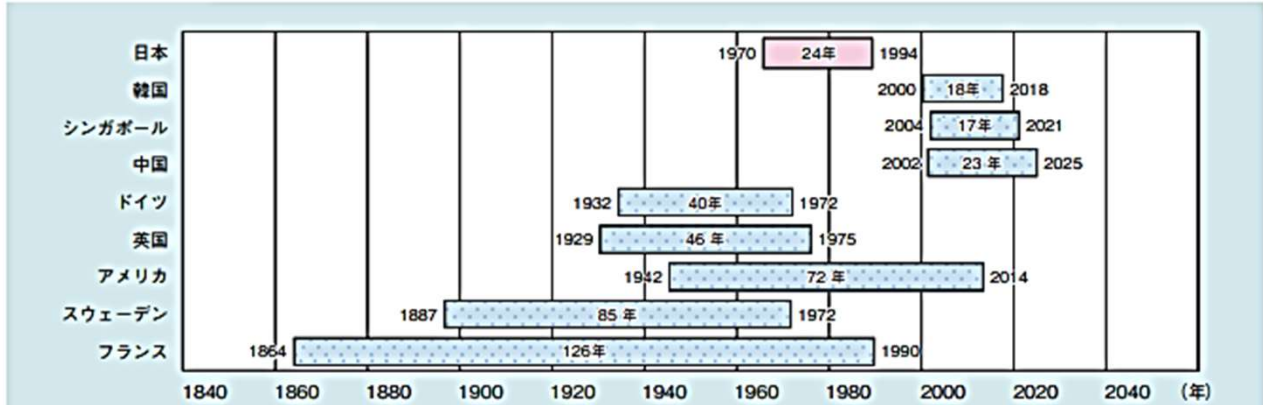
令和3年版 高齢社会白書：出生数及び死亡数の将来推計

2020年 合計特殊出生率：1.33



令和3年版 高齢社会白書：倍加年数（高齢化率7%→14%に要した期間）

欧米諸国に比べて、アジア諸国（日本、韓国、シンガポール、中国など）で急速に高齢化が進んでいる



令和3年版 高齢社会白書：都道府県別高齢化率

	令和元年 (2019)			令和27年 (2045)		高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口 (千人)	65歳以上人口 (千人)	高齢化率 (%)	高齢化率 (%)		
北海道	5,250	1,673	31.9	42.8	10.9	
青森県	1,245	415	33.3	46.8	13.5	
岩手県	1,227	406	33.1	43.2	10.1	
宮城県	2,306	652	28.3	40.3	12.0	
秋田県	966	359	37.2	50.1	12.9	
山形県	1,078	360	33.4	43.0	9.6	
福島県	1,846	582	31.5	44.2	12.7	
茨城県	2,860	843	29.5	40.0	10.5	
栃木県	1,534	554	28.6	37.3	8.7	
群馬県	1,942	580	29.8	39.4	9.6	
埼玉県	7,350	1,961	26.7	35.8	9.1	
千葉県	6,259	1,743	27.9	36.4	8.5	
東京都	13,921	3,209	23.1	30.7	7.6	
神奈川県	9,198	2,329	25.3	35.2	9.9	
新潟県	2,223	720	32.4	40.9	8.5	
富山県	1,044	337	32.3	40.3	8.0	
石川県	1,138	337	29.6	37.2	7.6	
福井県	768	235	30.6	38.5	7.9	
山梨県	811	250	30.8	43.0	12.2	
長野県	2,049	653	31.9	41.7	9.8	
岐阜県	1,987	599	30.1	38.7	8.6	
静岡県	3,644	1,089	29.9	38.9	9.0	
愛知県	7,552	1,892	25.1	33.1	8.0	
三重県	1,781	530	29.7	38.3	8.6	
滋賀県	1,414	368	26.0	34.3	8.3	
京都府	2,583	753	29.1	37.8	8.7	
大阪府	8,809	2,434	27.6	36.2	8.6	
兵庫県	5,466	1,591	29.1	38.9	9.8	
奈良県	1,330	417	31.3	41.1	9.8	
和歌山県	925	306	33.1	39.8	6.7	
徳島県	556	175	32.1	38.7	6.6	
島根県	674	231	34.3	39.5	5.2	
岡山県	1,890	573	30.3	36.0	5.7	
広島県	2,804	823	29.3	35.2	5.9	
山口県	1,358	465	34.3	39.7	5.4	
徳島県	728	245	33.6	41.5	7.9	
香川県	956	305	31.8	38.3	6.5	
愛媛県	1,339	442	33.0	41.5	8.5	
高知県	698	246	35.2	42.7	7.5	
福岡県	5,104	1,425	27.9	35.2	7.3	
佐賀県	815	246	30.3	37.0	6.7	
長崎県	1,327	423	32.7	40.6	7.9	
熊本県	1,748	543	31.1	37.1	6.0	
大分県	1,135	373	32.9	39.3	6.4	
宮崎県	1,073	346	32.3	40.0	7.7	
鹿児島県	1,602	512	32.0	40.8	8.8	
沖縄県	1,453	322	22.2	31.4	9.2	

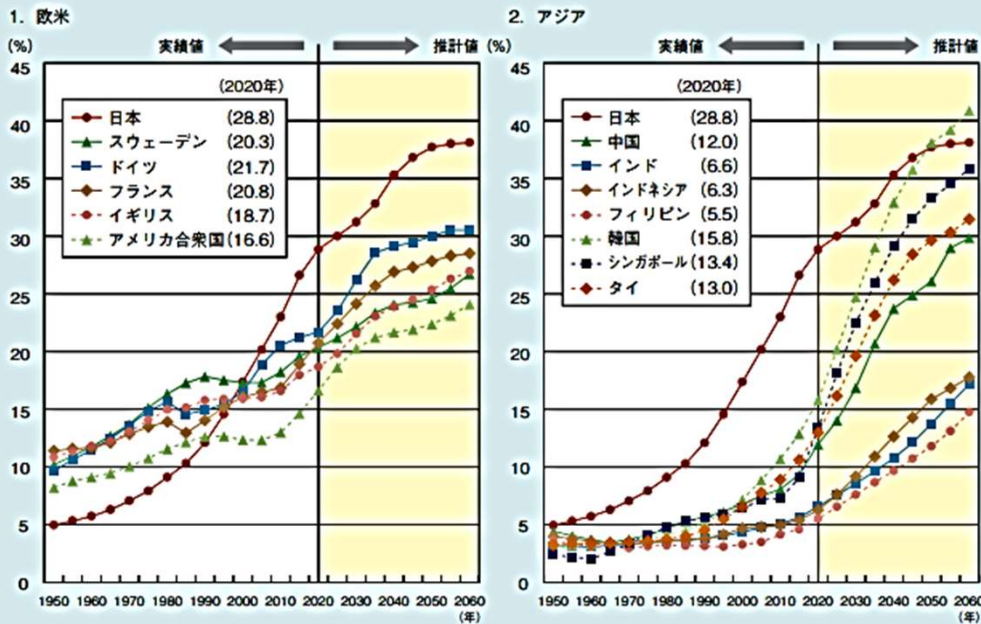
<令和元年 高齢化率ランキング>

- 1位：秋田県 37.2%
- 2位：高知県 35.2%
- 3位：島根県 34.3%
- ...
- 45位：愛知県 25.1%
- 46位：東京都 23.1%
- 47位：沖縄県 22.2%

<令和27年 高齢化率ランキング>

- 1位：秋田県 50.1%
- 2位：青森県 46.8%
- 3位：福島県 44.2%
- ...
- 45位：愛知県 33.1%
- 46位：沖縄県 31.4%
- 47位：東京都 30.7%

令和3年版 高齢社会白書：世界の高齢化率



令和3年版 高齢社会白書：高齢者の一人暮らし

図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と全世界に占める65歳以上の者がいる世帯の割合

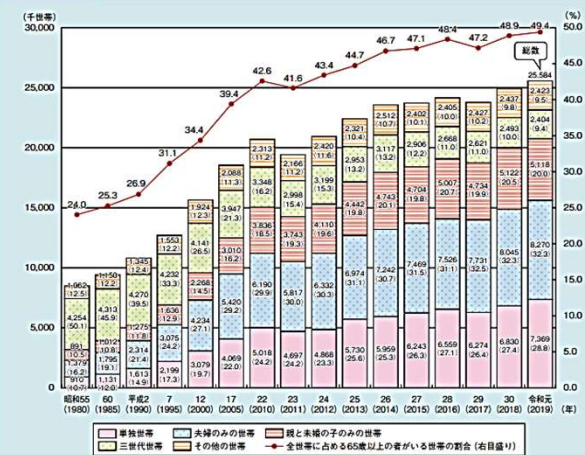
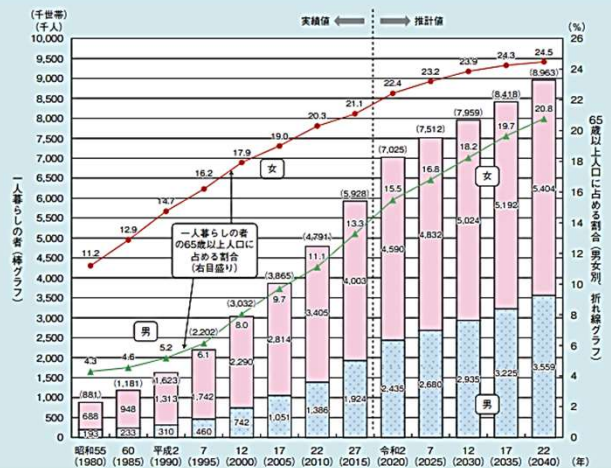
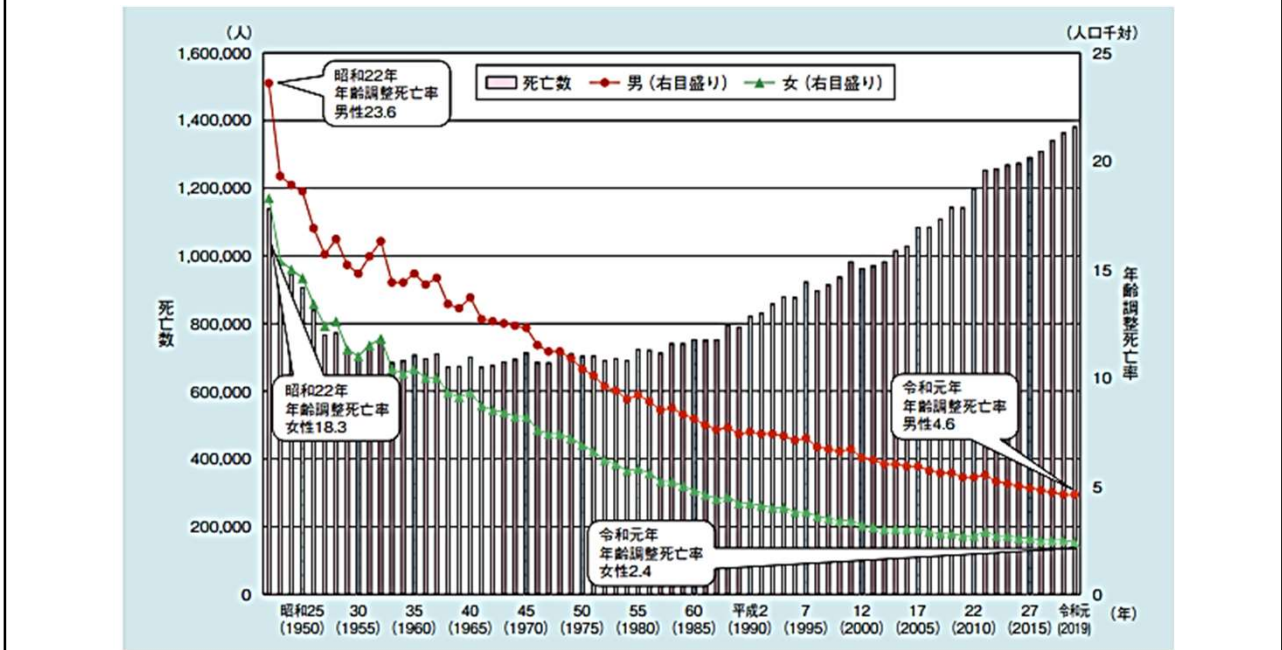


図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



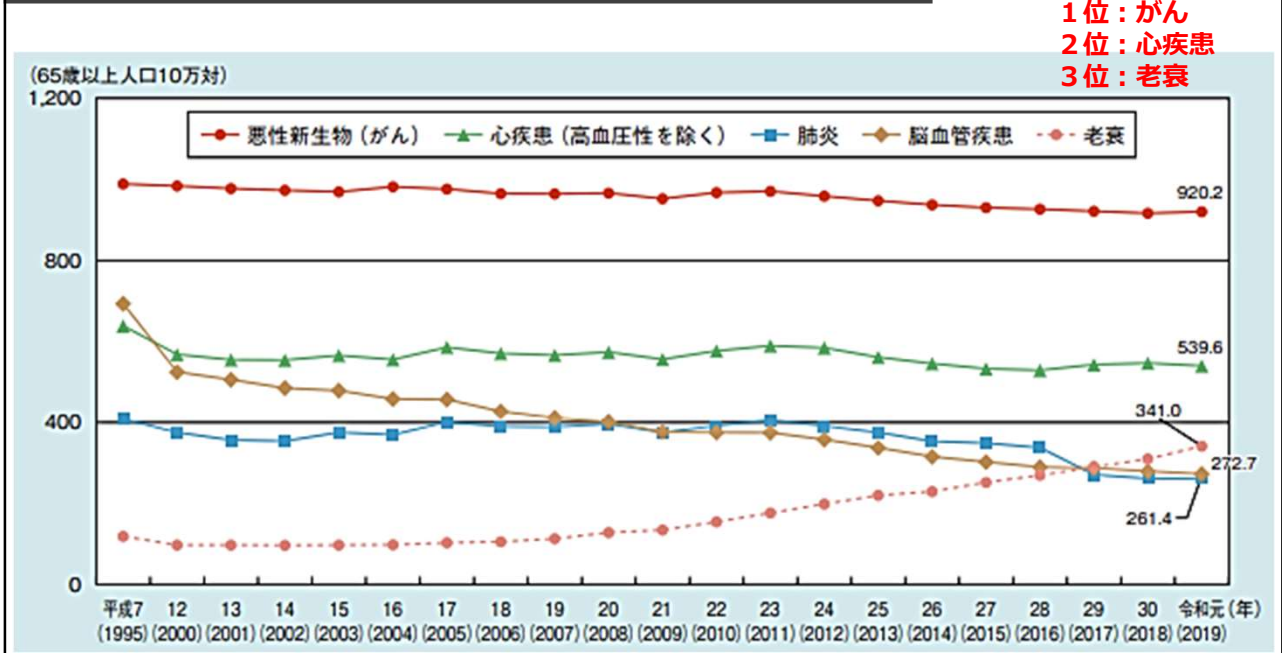
一人暮らしの高齢者の割合は、女性20%、男性15%

令和3年版 高齢社会白書：死亡率

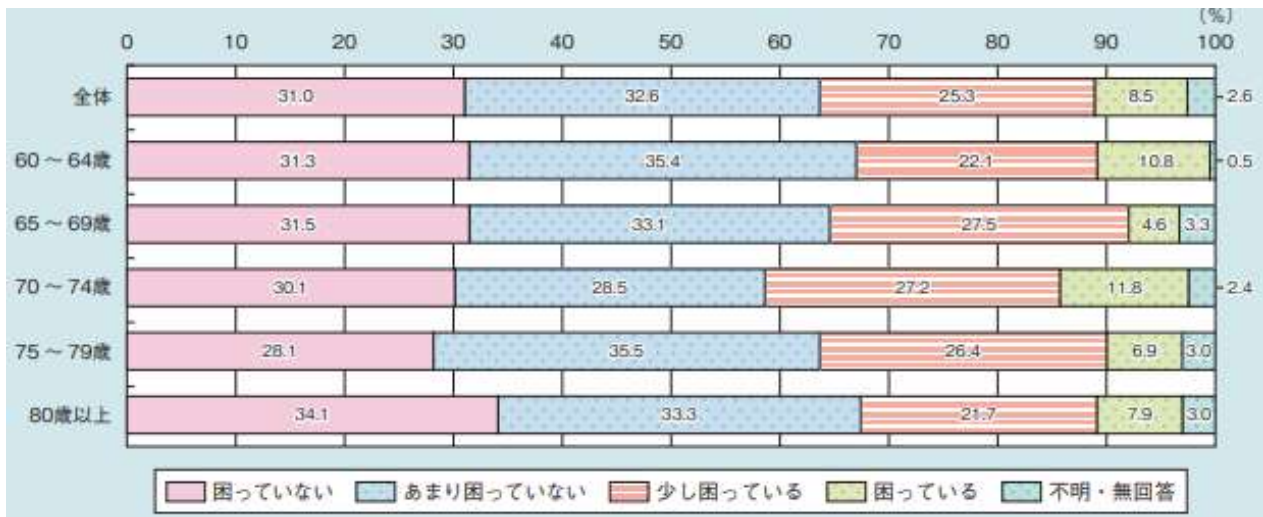


令和3年版 高齢社会白書：死因別死亡率

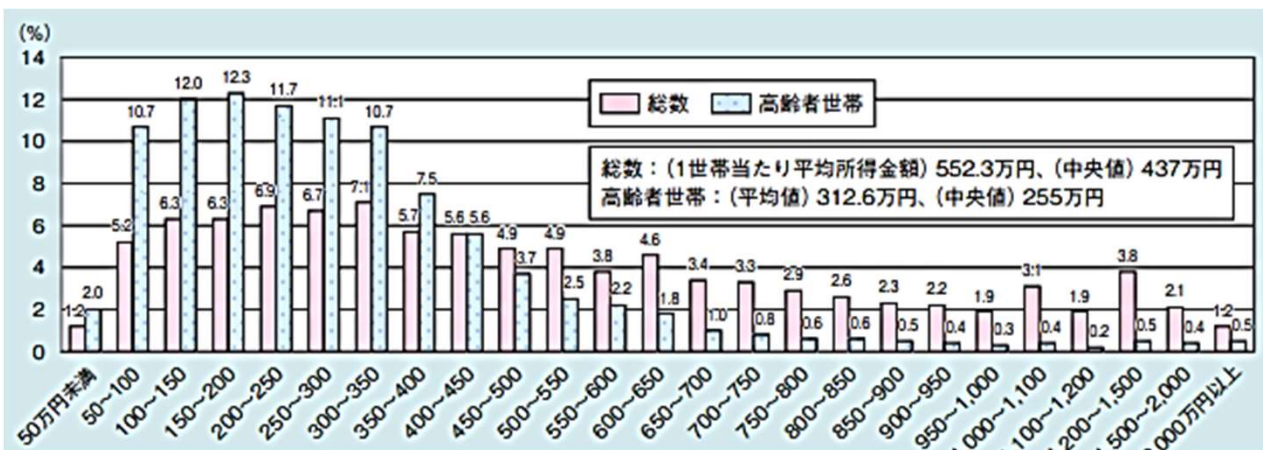
高齢者の死因
 1位：がん
 2位：心疾患
 3位：老衰



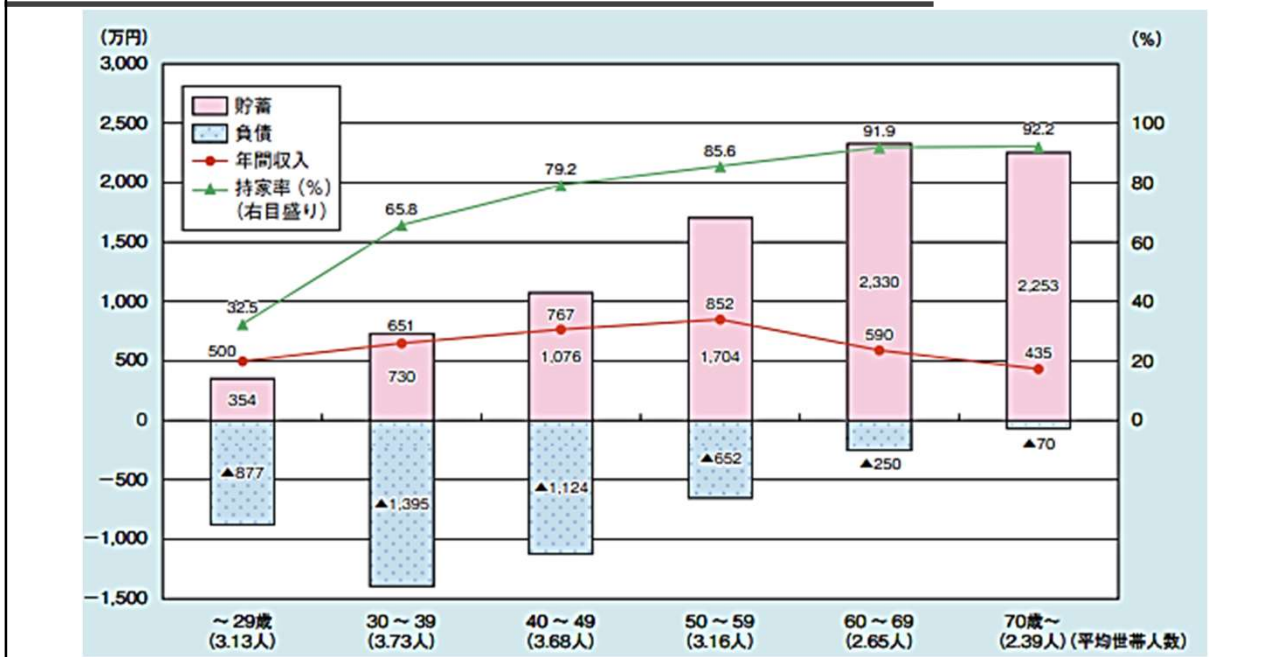
令和3年版 高齢社会白書：60歳以上の者の暮らし向き



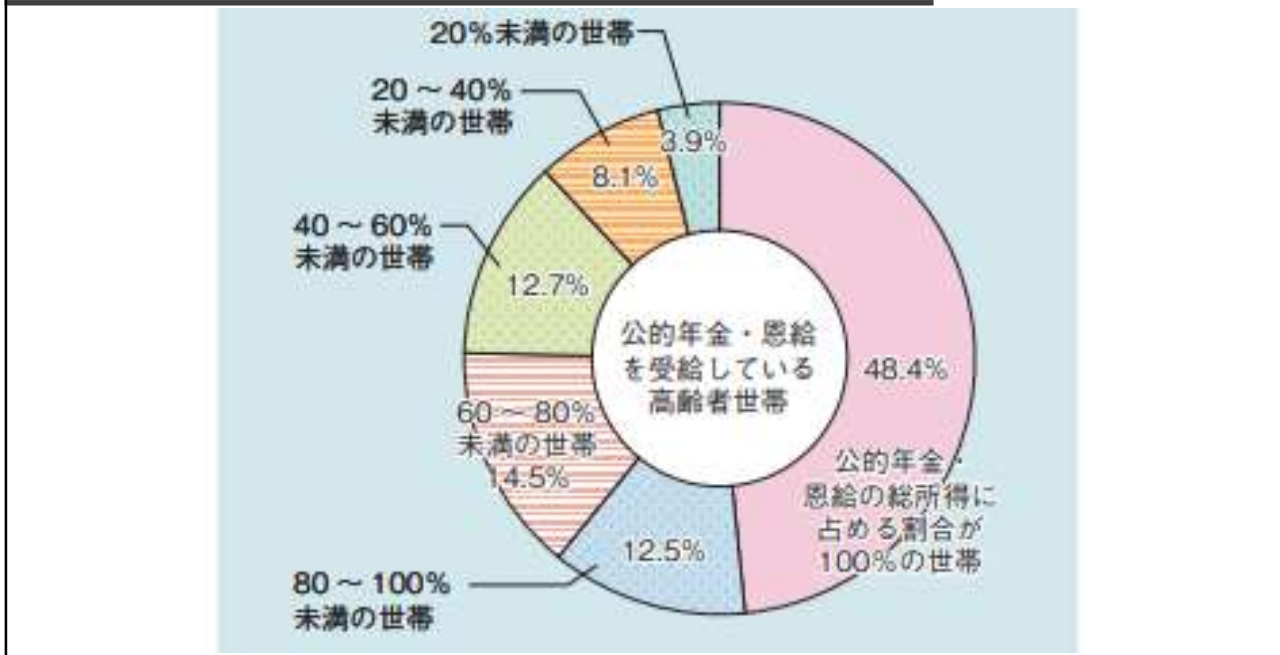
令和3年版 高齢社会白書：高齢者世帯の所得階層分布



令和3年版 高齢社会白書



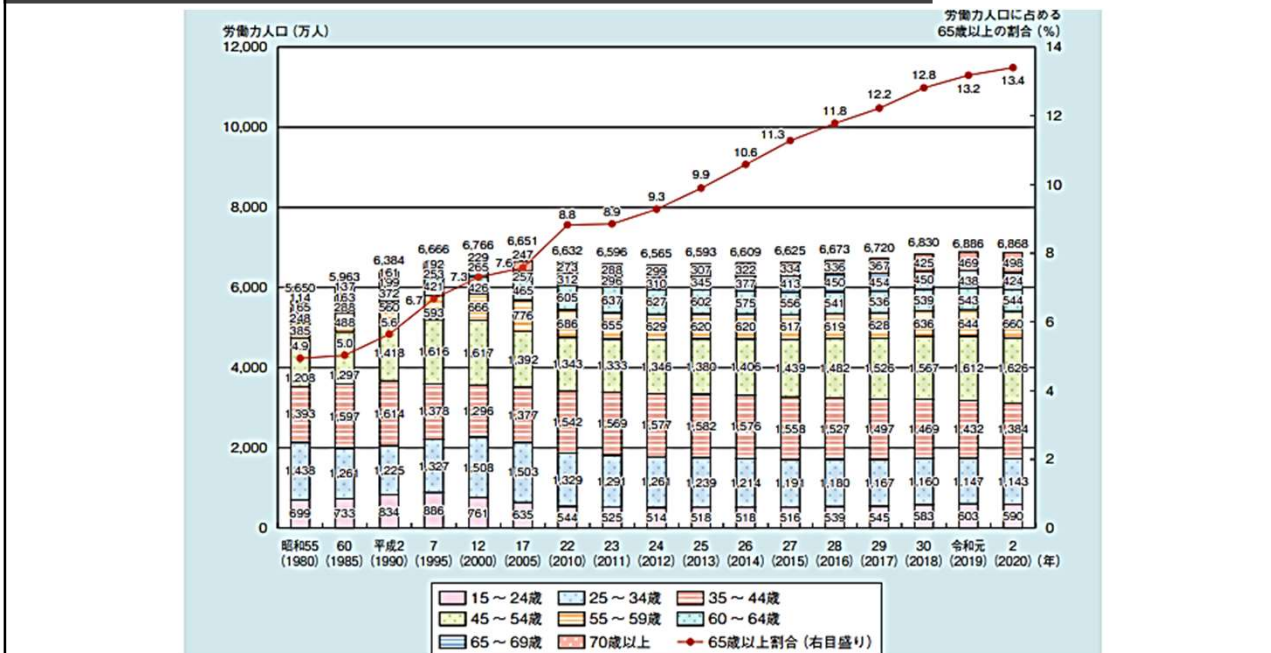
令和3年版 高齢社会白書



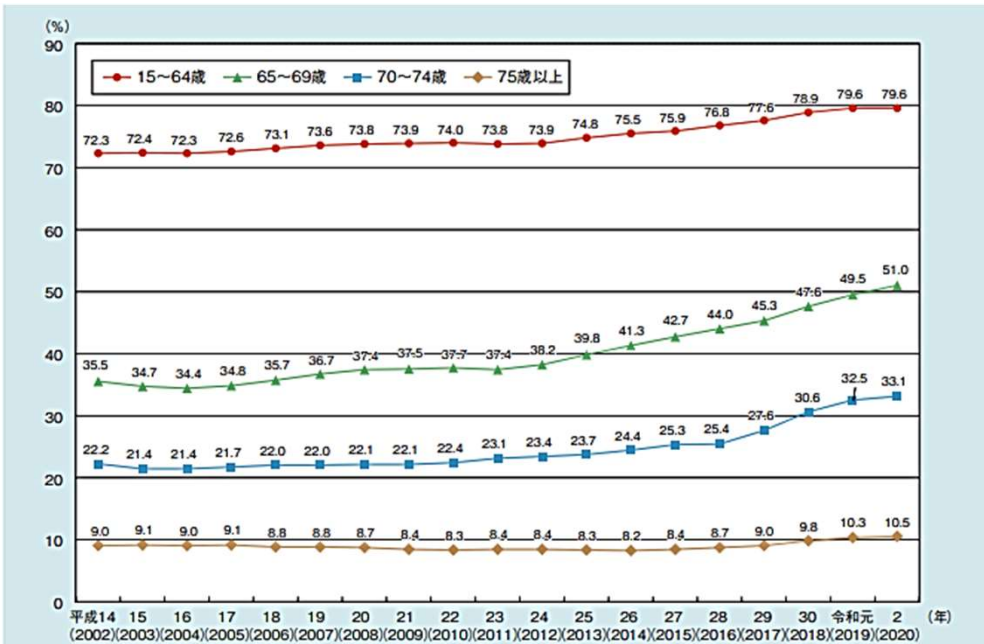
令和3年版 高齢社会白書：生活保護受給者



令和3年版 高齢社会白書：労働力人口の推移

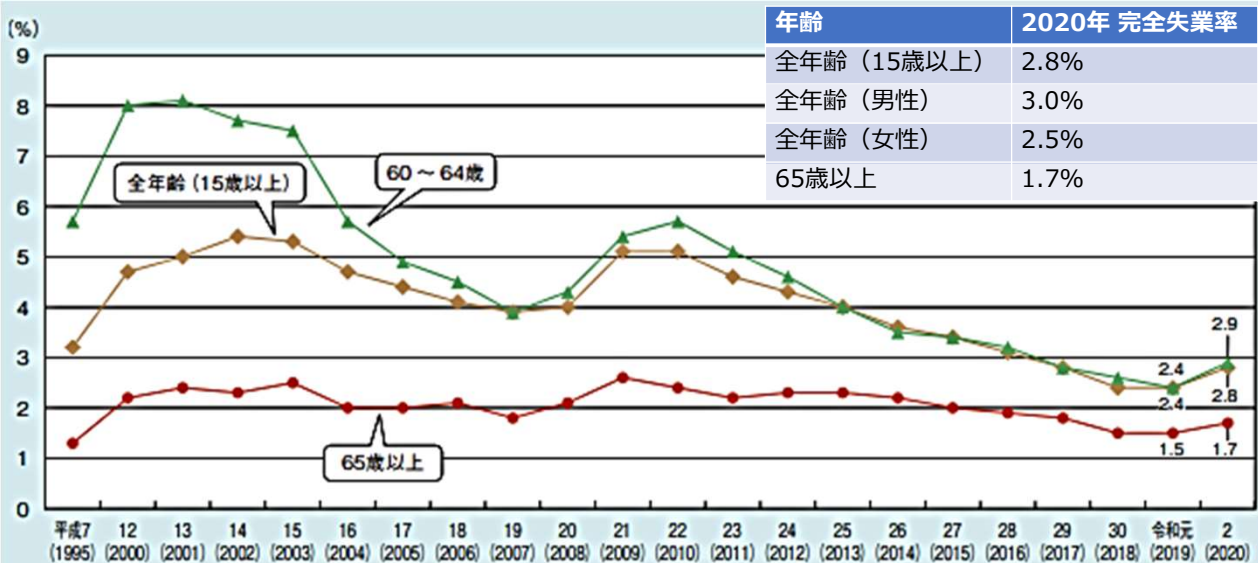


令和3年版 高齢社会白書：労働力人口比率の推移



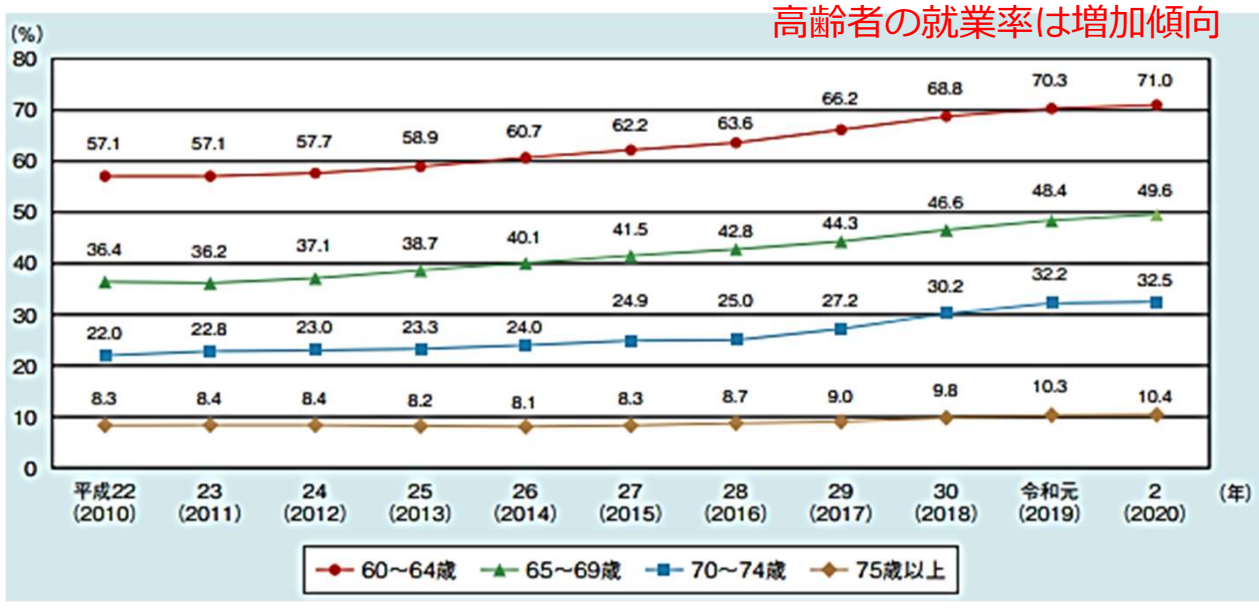
令和3年版 高齢社会白書：完全失業率の推移

高齢者の完全失業率は、全年齢の完全失業率より低い

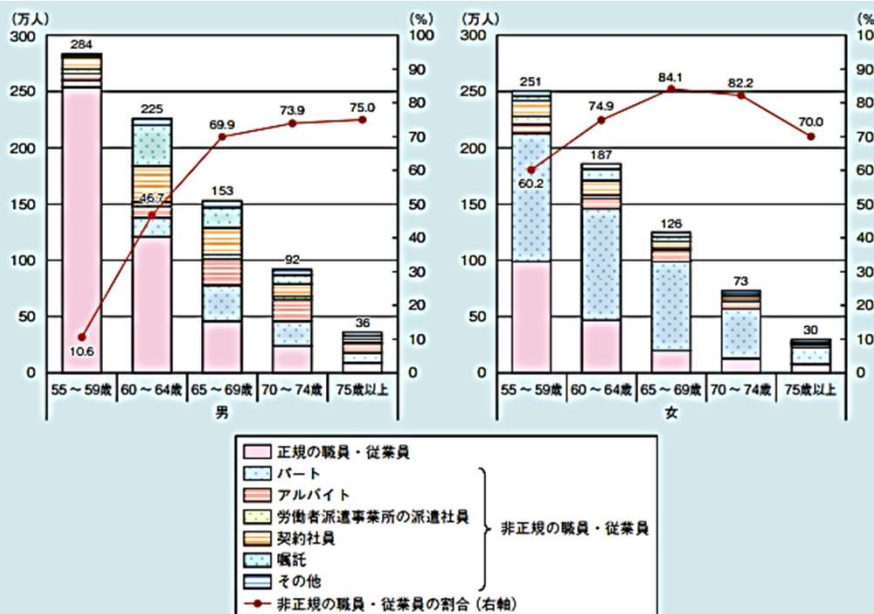


年齢	2020年 完全失業率
全年齢 (15歳以上)	2.8%
全年齢 (男性)	3.0%
全年齢 (女性)	2.5%
65歳以上	1.7%

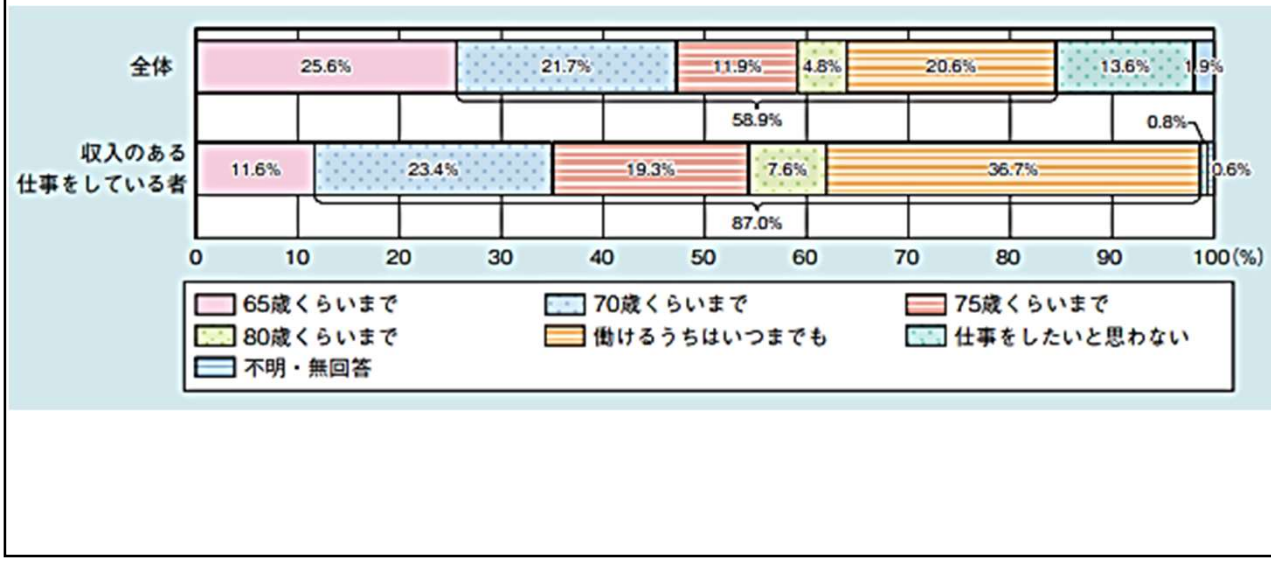
令和3年版 高齢社会白書：就業率の推移



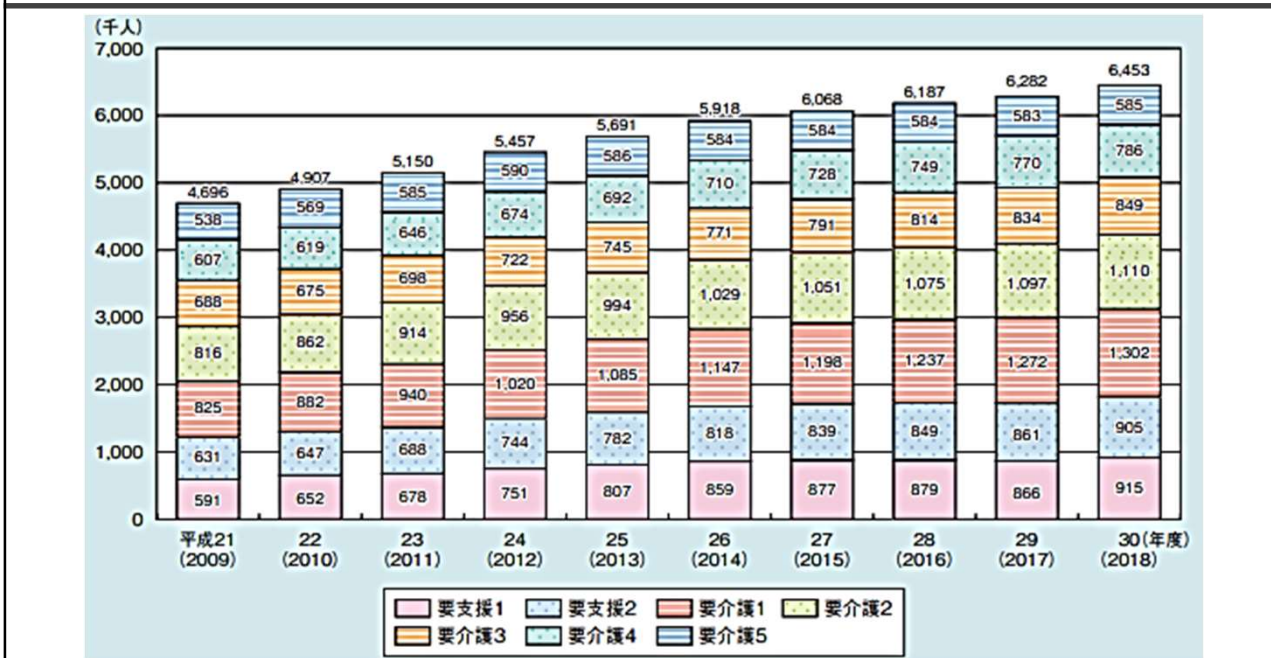
令和3年版 高齢社会白書：雇用形態別雇用者数



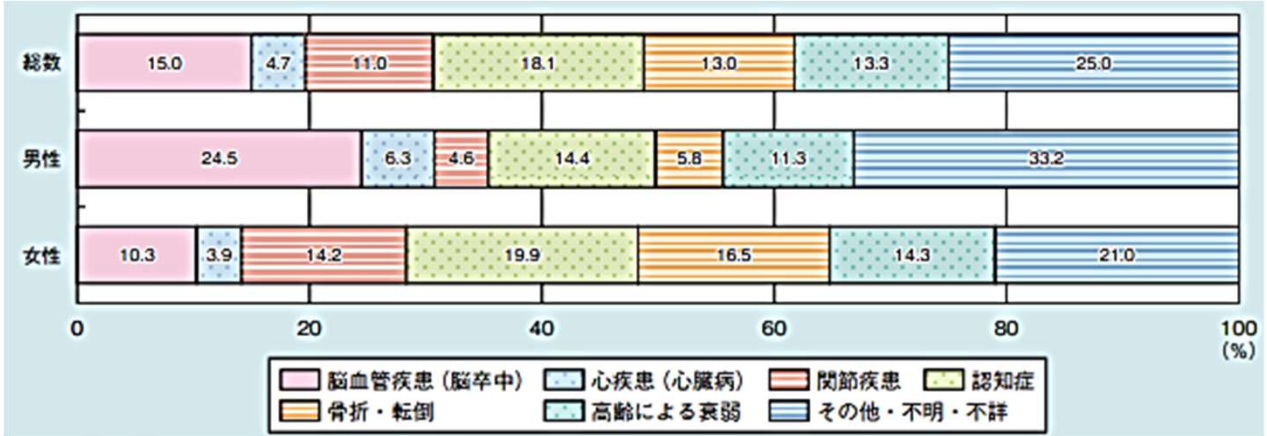
令和3年版 高齢社会白書：何歳まで収入を伴う仕事をしたいか



令和3年版 高齢社会白書：第一号被保険者の要介護度別認定者数



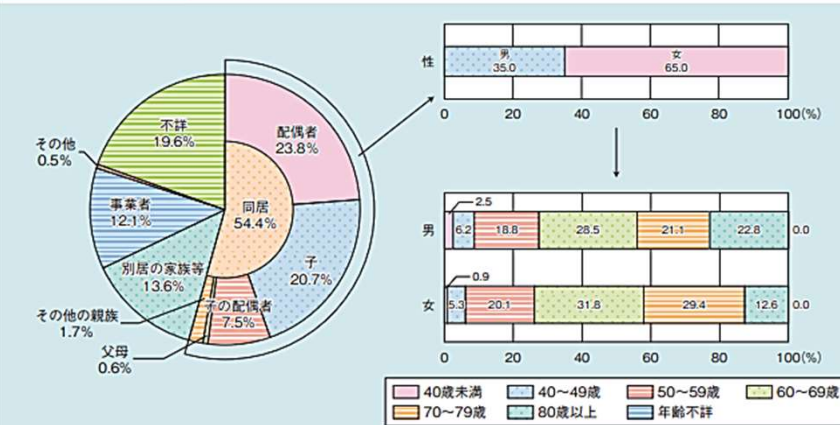
令和3年版 高齢社会白書：65歳以上の介護が必要になった原因



介護が必要になった原因は「認知症」が最多
 男性のみなら「脳血管疾患」が最多

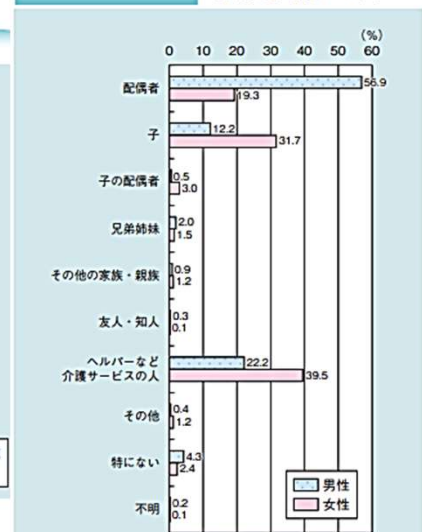
令和3年版 高齢社会白書

図1-2-2-13 要介護者等からみた主な介護者の続柄

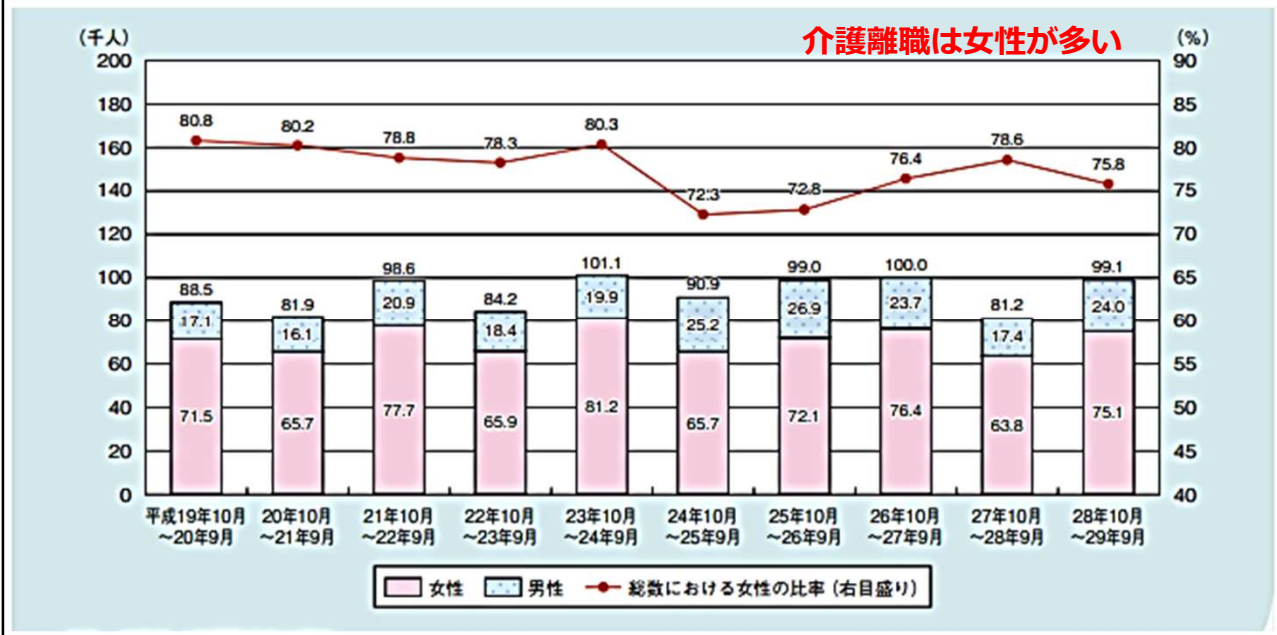


介護者の続柄は「配偶者」が最多
 介護を依頼したい人は男性「配偶者」、女性「ヘルパー」が最多

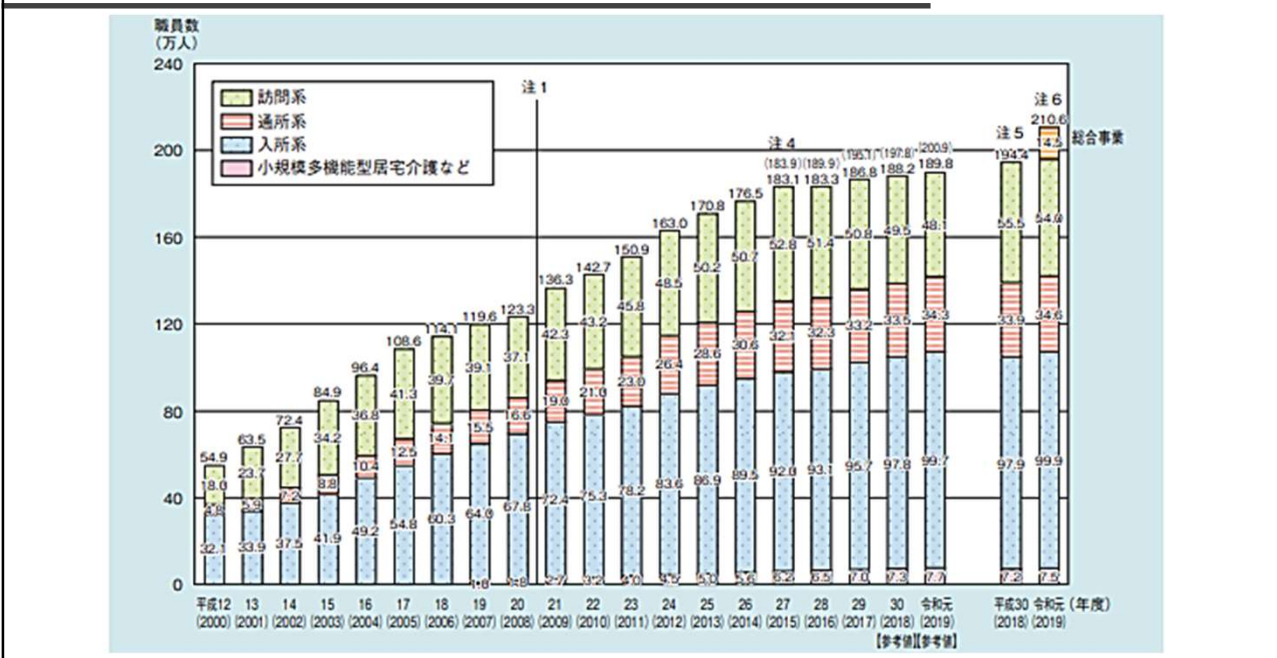
図1-2-2-11 必要になった場合の介護を依頼したい人



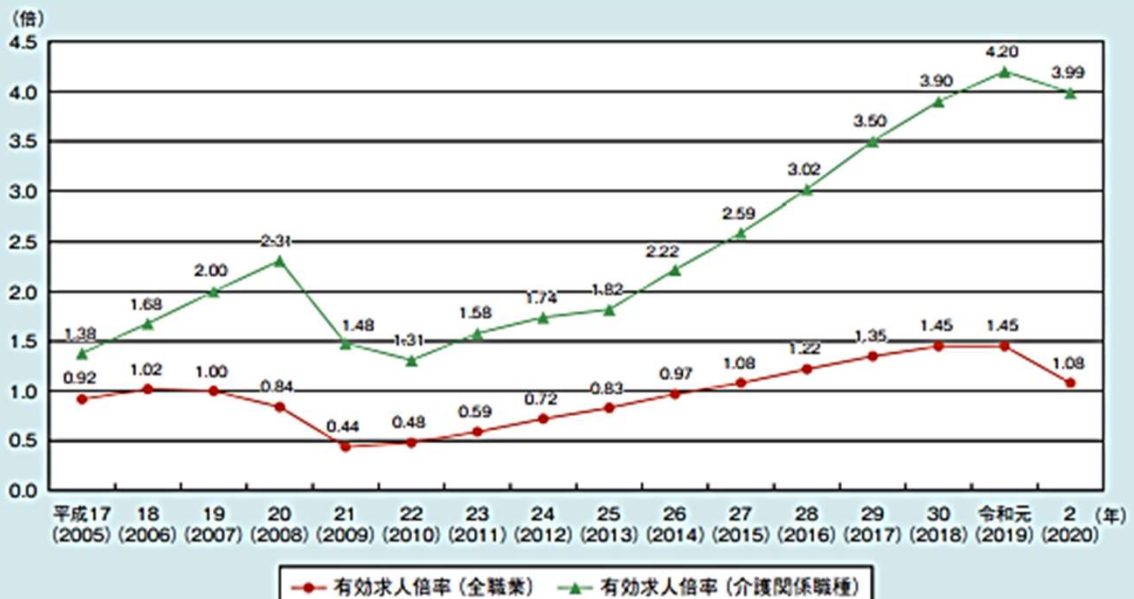
令和3年版 高齢社会白書：介護離職数



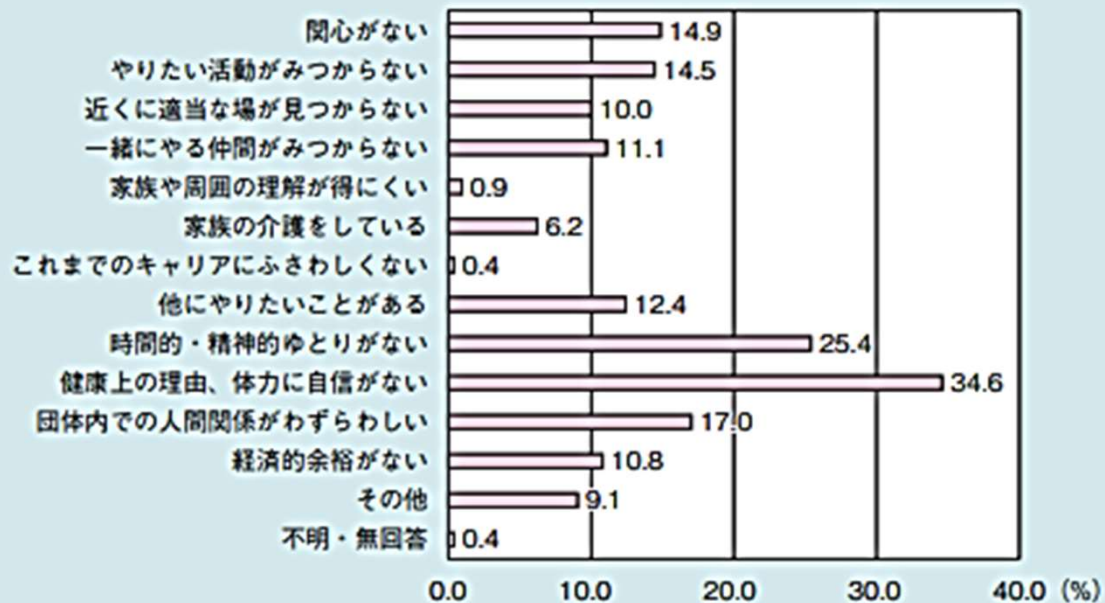
令和3年版 高齢社会白書：介護職員数の推移



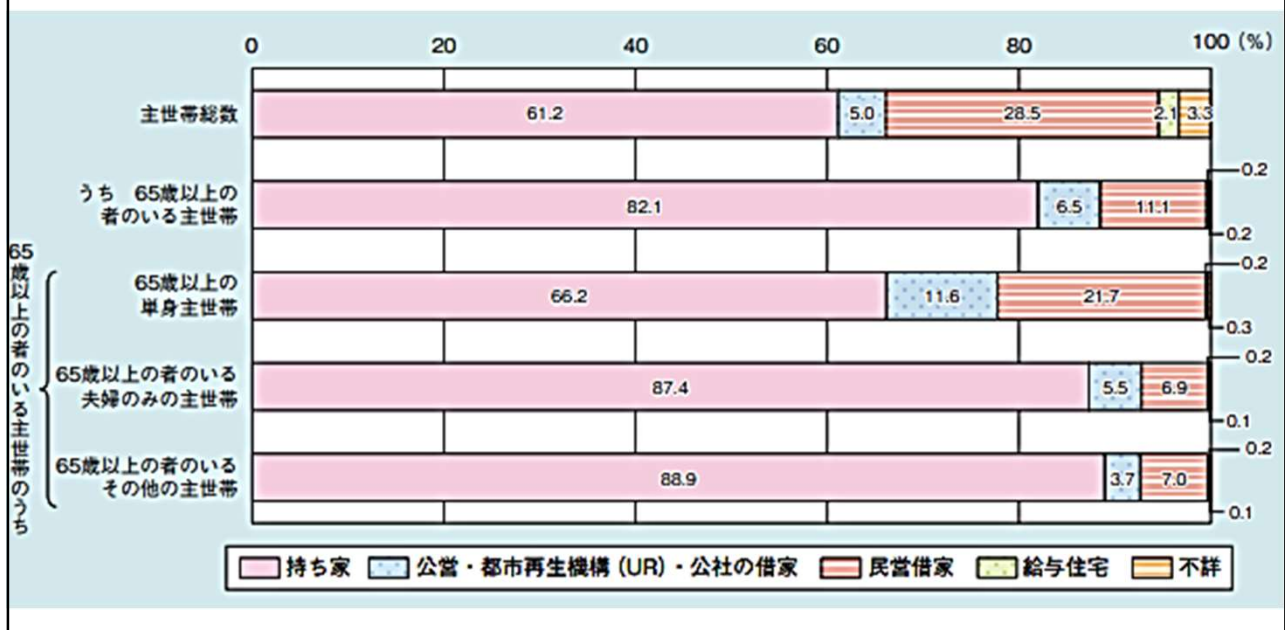
令和3年版 高齢社会白書：有効求人倍率（介護関係職種）の推移



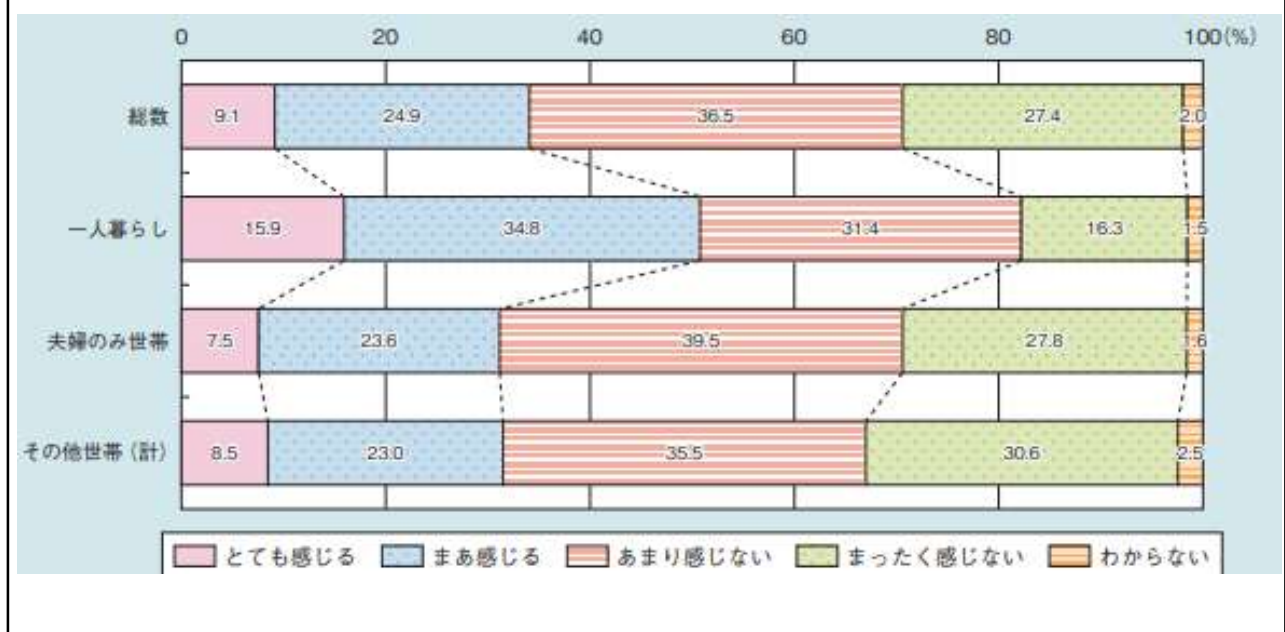
令和3年版 高齢社会白書：社会的な活動をしていない理由



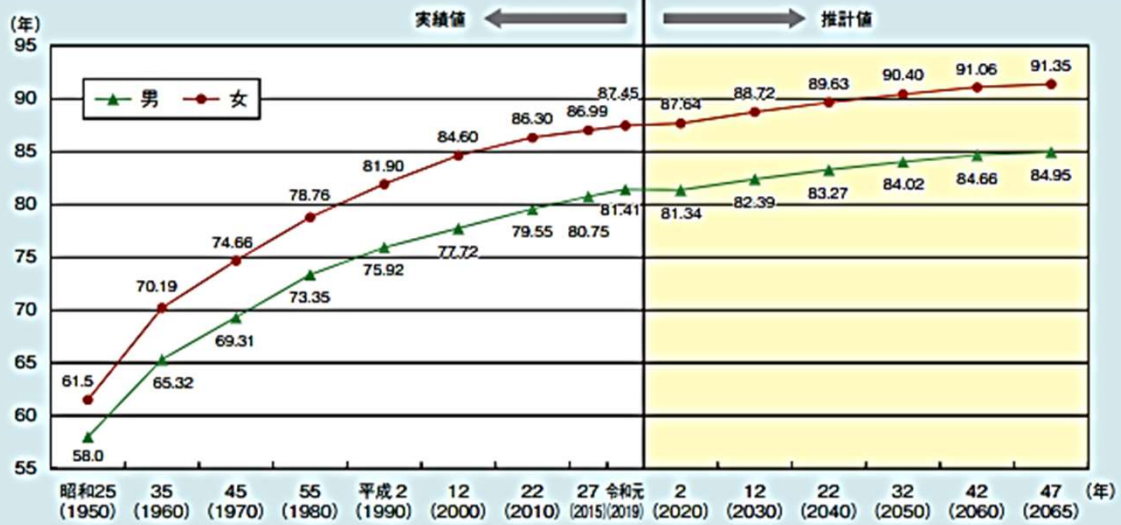
令和3年版 高齢社会白書：住居の状況



令和3年版 高齢社会白書：孤独死を身近な問題と感じる者の割合



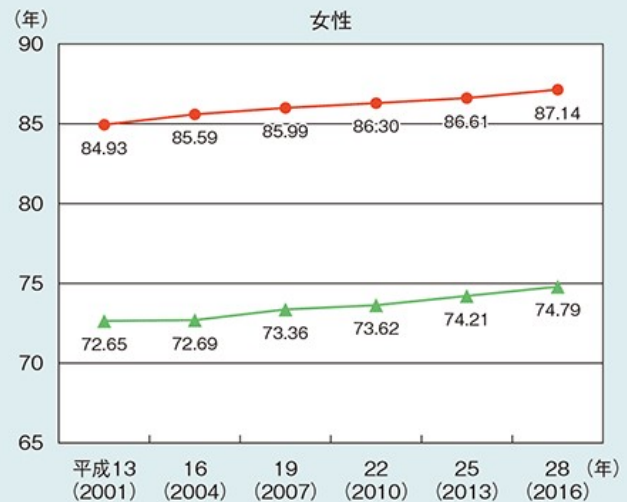
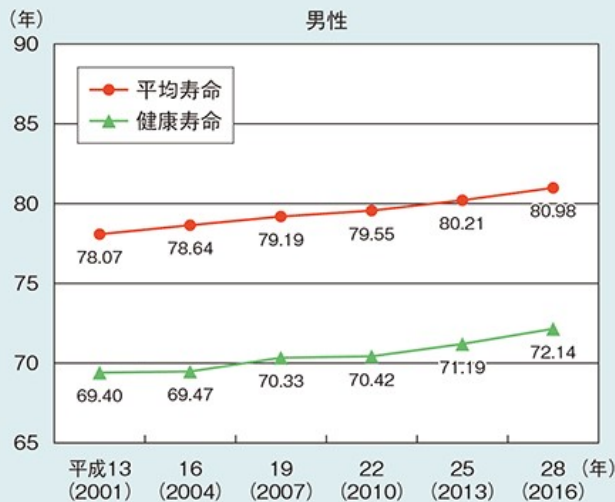
令和3年版 高齢社会白書：平均寿命



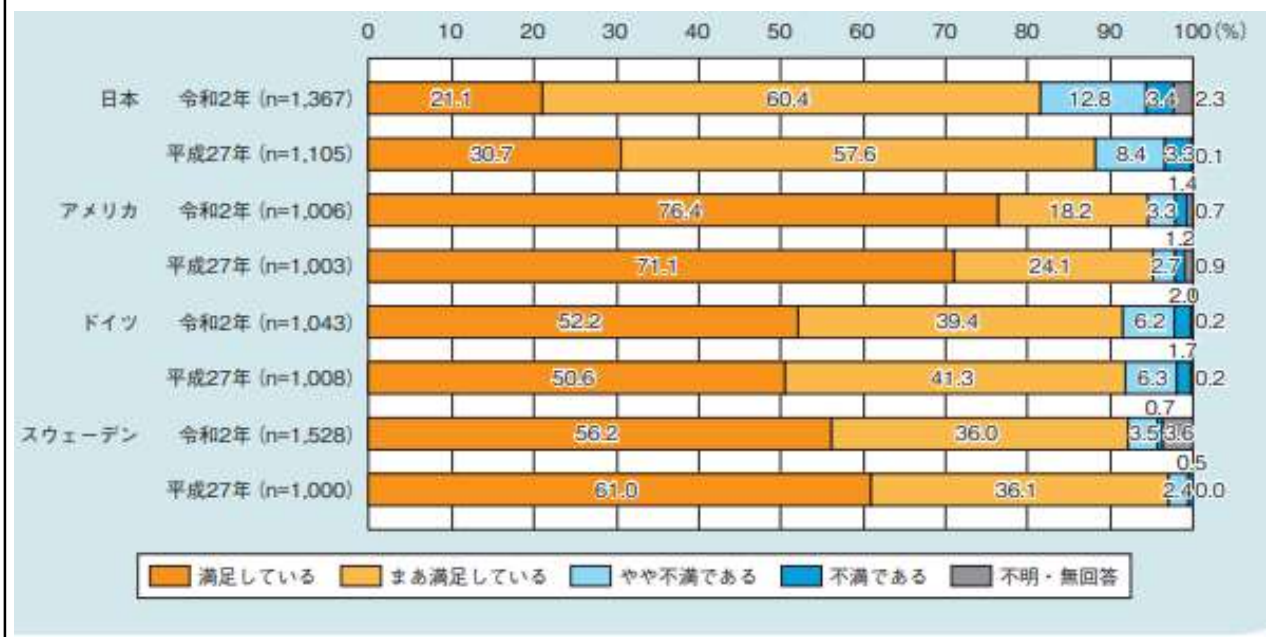
資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2019年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

令和3年版 高齢社会白書：平均寿命&健康寿命

平均寿命も健康寿命も延びている
 「平均寿命-健康寿命」は女性が長い



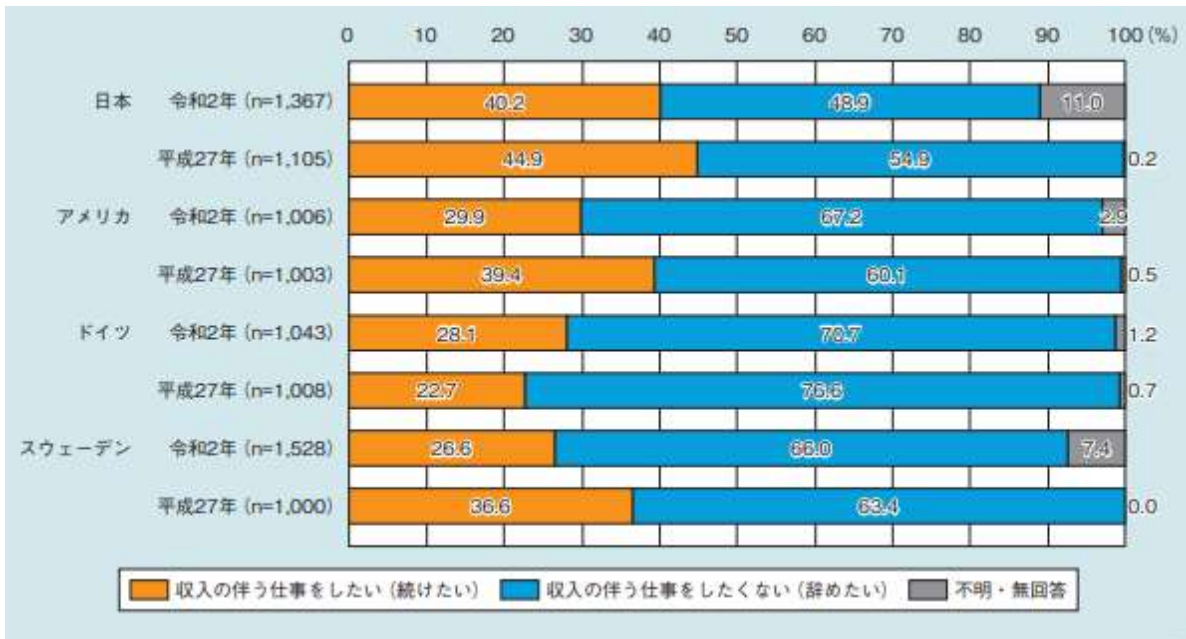
令和3年版 高齢社会白書：生活満足度



令和3年版 高齢社会白書：主な収入源



令和3年版 高齢社会白書：今後の就労意欲



令和3年版 高齢社会白書：就労の継続を希望する主な理由



令和3年版 高齢社会白書：家族以外の親しい友人の有無



第32回 問題126

「平成30年版高齢社会白書」（内閣府）にみる日本の人口の高齢化の動向及び将来推計に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 2025年に後期高齢者数と前期高齢者数が逆転し、後期高齢者数が上回ると予測されている。
2018～2020年
- 高齢化率の「倍加年数」は24年であり、1970年から1994年にかけてであった。
- 2017年時点で、都道府県の中で高齢化率が最も低いのは東京都であった。
沖縄県
- 65歳以上人口に占める一人暮らしの者の割合は、2040年には男女共に40%を超えると予測されている。
20%台
- 2060年に高齢化率は50%を超えると予測されている。
40%未満

（注） 「倍加年数」とは、人口の高齢化率が7%から14%に達するまでに要した年数のことである。

第33回 問題126

「令和元年版高齢社会白書」（内閣府）における高齢者の介護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 65歳以上の者の死因別の死亡率で最も高いのは、「老衰」となっている。
悪性新生物
- 2 要介護者等からみた主な介護者の続柄で最も多いのは、「子の配偶者」となっている。
配偶者
- 3 55歳以上の男性では、介護を頼みたい人として最も多いのは、「子」となっている。
配偶者
- ④ 要介護者等において、介護が必要になった主な原因で最も多いのは、「認知症」となっている。
- 5 55歳以上の男女では、介護が必要になった場合の費用をまかなう手段として最も多いのは、「貯蓄」となっている。
「年金等の収入でまかなう」

第34回 問題126

「令和3年版高齢社会白書」（内閣府）で示された日本の高齢者の生活実態などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 高齢者の就業率を年齢階級別にみると、65～69歳については、2010年（平成22年）から2020年（令和2年）までの間、継続して下落している。
上昇傾向
- ② 2016年（平成28年）時点での健康寿命は、2010年（平成22年）と比べて男女共に延びている。
- 3 2020年（令和2年）における75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数を2010年（平成22年）と比較すると、およそ2倍に増加している。
減少
- 4 60歳以上の人に家族以外の親しい友人がいるか尋ねたところ、「いる」と回答した割合は、日本・アメリカ・ドイツ・スウェーデンの中で、日本が最も高い。
「いない」
- 5 60歳以上の人に新型コロナウイルス感染症の拡大により生活にどのような影響があったか尋ねたところ、「友人・知人や近所付き合いが減った」と回答した割合は、およそ1割であった。
5割以上

模擬問題

「令和3年版高齢社会白書」（内閣府）で示された高齢化や高齢者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 アジア地域より欧米諸国において、高齢化が急速に進んでいる。
- 2 日本では総人口のピークを迎えた2004年以降、人口減少とともに高齢化率も減少している。
- 3 日本人の平均寿命は、2050年には100歳を超えると推計されている。
- 4 日本の65歳以上の高齢者の就業率は50%を超えている。
- 5 日本の高齢者の死因第1位は、がんである。

模擬問題

「令和3年版高齢社会白書」（内閣府）で示された高齢者の介護等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護者の続柄は「子」が最も多い。
- 2 介護を依頼したい人の続柄は「子」が最も多い。
- 3 介護が必要になった原因は「認知症」が最も多い。
- 4 要介護1よりも、要介護5の人の方が多い。
- 5 介護・看護で離職した人は、女性よりも男性のほうが多い。

社会保険制度

	年金	医療	雇用	労災	介護
被保険者	国民年金（自営業者等） 第一号：20～60歳の自営業、学生 第二号：70歳未満の厚生年金被保険者 第三号：20～60歳の第二号の配偶者 厚生年金（被用者等）		被用者 （条件付き）	全ての被用者	第一号：65歳以上 第二号：40～64歳の 医療保険加入者
保険者	政府		政府	政府	市町村（広域連合） 特別区

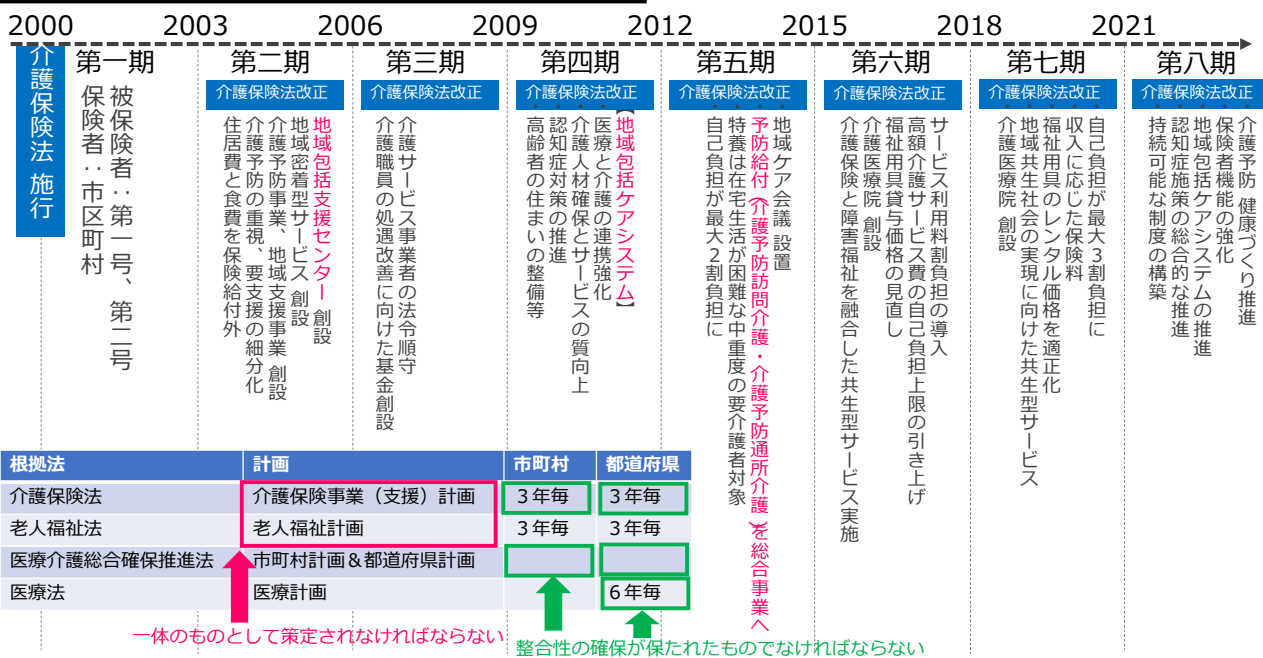
	国民健康保険	国民健康保険組合	協会けんぽ	組合健保	後期高齢者医療制度
被保険者	自営業者等		被用者等		75歳以上 65～74歳の一定の障害状態
保険者	市町村 & 都道府県	国民健康保険組合	全国健康保険協会	健康保険組合	後期高齢者医療広域連合

<特定疾病>

- ・末期がん
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ・早老症

- ・若年性認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・多系統萎縮症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節や股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険制度の変遷



市町村 & 都道府県の役割

	市町村	都道府県
介護給付の事業所指定	居宅介護支援 地域密着型介護サービス ・グループホーム ・その他 地域密着型介護予防サービス ・グループホーム ・その他	居宅介護サービス ・デイサービス ・ショートステイ ・ホームヘルプ 施設サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
予防給付の事業所指定	介護予防支援	介護予防サービス ・デイサービス ・ショートステイ ・ホームヘルプ
支給決定	全サービス	
審査会	介護認定審査会の設置（要介護認定） ・要介護者等の保健医療又は福祉に関する学識経験を有する者→市町村長が任命	介護保険審査会の設置 ・被保険者を代表する委員 ・市町村を代表する委員 ・公益を代表する委員 →都道府県知事が任命（任期3年）
財政		財政安定化基金の設置

第30回 問題127

介護保険制度に関する次の記述のうち、市町村の役割として、正しいものを1つ選びなさい。

- 介護保険給付費のための支出会計区分は、一般会計である。
特別会計
- 要介護状態区分を定める。
国
- 介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設ける。
都道府県
- ④ 第一号被保険者の保険料の徴収を特別徴収の方法によって行うことができる。
- 介護保険審査会を設置する。
都道府県

第29回 問題128

介護保険法の一部改正（2014年（平成26年））により、「介護予防サービス」から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したサービスとして、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 介護予防訪問入浴介護
- 2 介護予防訪問看護
- ③ 介護予防訪問介護
- ④ 介護予防通所介護
- 5 介護予防短期入所生活介護

第28回 問題130

2014年（平成26年）の介護保険法の改正で新たに導入された介護予防・日常生活支援総合事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 この事業は2015年（平成27年）4月1日からの実施が義務づけられている。
実施が困難な場合、2017年3月31日までは従来の介護予防給付を、市町村が条例を定めたうえで行える
- 2 この事業の財源は、介護保険特別会計からではなく、市町村の一般財源が用いられる。
介護保険は特別会計
- ③ この事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は、要支援者と基本チェックリスト該当者である。
- 4 この事業における「介護予防・生活支援サービス事業」には、従来の予防給付の介護予防訪問看護と介護予防通所リハビリテーションが移行される。
介護予防訪問介護&介護予防通所介護
- 5 この事業における「一般介護予防事業」の対象者は、第一号被保険者と第二号被保険者及びその同居家族である。
第一号被保険者及びその支援活動に関わる者が対象

第34回 問題131

介護保険制度における都道府県の義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県は、6年を1期とする介護保険事業計画を策定するに当たって、各年度の地域支援事業の見込量の算出を行う。市町村は3年毎に介護保険事業計画を策定
- 2 都道府県知事は、介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受けた後、その報告の内容を公表する。介護サービス情報の公表は都道府県の義務
- 3 都道府県は、老人福祉圏域ごとに地域包括支援センターを設置する。市町村は地域包括支援センターを設置できる（市町村の判断で担当圏域を設定）
- 4 都道府県は、介護サービス事業者を代表する委員、介護の専門職を代表する委員、医療の専門職を代表する委員で組織される介護保険審査会を設置する。被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員、公益を代表する委員
- 5 都道府県は、要介護者及び要支援者に対し、介護保険法の定めるところにより、保健福祉事業を行う。市町村

第34回 問題134

事例を読んで、M相談員（社会福祉士）がAさんの娘に説明をした入所施設について、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

S市に住むAさん（75歳）は、大手企業の管理職として仕事をしていましたが、過労が原因で60歳の時に脳梗塞を起こし、緊急入院した。幸い一命は取り留め、退院後はリハビリテーションに努めたものの、右半身に麻痺が残り、要介護4の状態となった。Aさんの介護は長年、主に妻が担い、必要に応じて介護支援専門員と相談し、短期入所生活介護や訪問介護などのサービスを利用していた。しかし、1か月前に長年連れ添った妻が亡くなり、その後は娘が遠距離介護をしていたが、Aさんが、「施設に入所し、そこで残りの人生を全うしたい」と希望したので、娘はS市介護保険課のM相談員に相談した。そこで、M相談員は、S市の「入所に関する指針」等を参考にしながら、Aさんに最も適した入所施設について、娘に説明をした。

- 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 2 介護老人保健施設

- 3 介護医療院

- 4 養護老人ホーム

- 5 軽費老人ホーム

	施設サービス	要介護認定	対象、目的	医療	根拠法
1	介護老人福祉施設（特養）	要介護3以上	在宅での生活が困難 生活施設	△	介護保険法 （老人福祉法）
2	介護老人保健施設	要介護1以上	在宅復帰を目指す リハビリ施設	○	介護保険法
3	介護医療院	要介護1以上	療養施設、生活施設	◎	介護保険法
4	養護老人ホーム	-	環境及び経済的理由で困窮 している65歳以上の高齢者	-	老人福祉法
5	軽費老人ホーム	-	無料又は低額な料金で、食 事の提供その他日常生活上 必要な便宜を供与する	-	老人福祉法

第33回 問題132

次の記述のうち、国民健康保険団体連合会の介護保険制度における役割として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用を充てるため、財政安定化基金を設ける。
財政安定化基金は都道府県が設置
- 2 介護サービス事業者が利用者に提供したサービスに伴う介護給付費の請求に関し、市町村から委託を受けて、審査及び保険給付の支払を行う。
- 3 介護サービスの苦情処理等の業務や事業者・施設への指導・助言のための機関として、運営適正化委員会を設置する。都道府県社会福祉協議会
- 4 市町村が介護認定審査会を共同設置する場合に、市町村間の調整や助言等の必要な援助を行う。
都道府県
- 5 保険給付に関する処分や保険料などの徴収金に関する処分について、不服申立ての審理・裁決を行うための機関として、介護保険審査会を設置する。都道府県

第29回 問題131

介護保険制度の地域支援事業における包括的支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 総合相談支援業務では、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護を目的とするサービスや制度を利用するための支援などが行われる。
権利擁護業務
- 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、地域内の要介護者などやその家族に対し、日常的な介護予防に関する個別指導や相談などが実施される。
ケアマネへの支援
- 3 在宅医療・介護連携推進事業では、高齢者などが医療機関を退院する際、必要に応じ、医療関係者と介護関係者の連携の調整や相互の紹介などが行われる。
- 4 生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体による情報共有・連携強化の場として、地域ケア会議が設置される。
協議体
- 5 認知症総合支援事業では、民生委員や地域内のボランティアによる認知症初期集中支援チームが設置される。

①医師、保健師、社会福祉士、介護福祉士等で認知症の医療・介護の専門的知識・経験を有すると市町村が認めたもので、認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務に3年以上の経験を有する者で、かつ「認知症初期集中支援チーム員研修」の修了者2名以上

②日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医、又は認知症疾患の鑑別診断などの専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名以上

第31回 問題129

認知症総合支援事業に基づく認知症初期集中支援チームに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 包括的、集中的な支援をおおむね2年とする。

おおむね6カ月

- ② 介護サービスが中断している者も対象である。

- 3 早期入院の初期対応体制をとる。

自立生活へ向けたサポート

- 4 初回訪問は医療系職員が2名以上で行う。

医療系職員と介護系職員が各1名以上

- 5 チーム員に認知症サポーター1名が含まれる。

①医師、保健師、社会福祉士、介護福祉士等で認知症の医療・介護の専門的知識・経験を有すると市町村が認めたもので、認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務に3年以上の経験を有する者で、かつ「認知症初期集中支援チーム員研修」の修了者2名以上

②日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医、又は認知症疾患の鑑別診断などの専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師1名以上

第31回 問題133

地域包括支援センターに関する介護保険法の規定についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 市町村は地域包括支援センターを設置しなければならない。

設置することができる

- 2 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業に関して、都道府県が条例で定める基準を遵守しなければならない。

市町村

- ③ 地域包括支援センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 4 都道府県は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行わなければならない。

市町村

- ⑤ 地域包括支援センターの設置者は、自ら実施する事業の質の評価を行うことにより、その事業の質の向上に努めなければならない。

第30回 問題132

介護保険法における指定居宅サービス事業者（地域密着型サービスを除く）の指定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 指定居宅サービス事業者は、市町村長が指定を行う。
都道府県知事が指定 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービスは市町村長が指定
- 2 事業者は、市町村長から3年ごとに指定の更新を受けなければならない。
6年ごと
- 3 市町村長は、事業者からの廃業の届出があったときは、公示しなければならない。
都道府県知事
- ④ 都道府県知事は、居宅介護サービス費の請求に関する不正があったとき、指定を取り消すことができる。
- 5 事業の取消しを受けた事業者は、その取消しの日から起算して3年を経過すれば指定を受けることができる。
5年

第30回 問題134

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の役割に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① 居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 2 居宅サービス計画原案の内容について、文書でサービス担当者から同意を得なければならない。文書である必要はない
- 3 実施状況の把握（モニタリング）に当たり、月に2回以上、利用者に訪問面接をしなければならない。
月1回以上
- 4 居宅サービス計画には、介護給付等対象サービス以外の、地域の住民による自発的な活動によるサービスを含めてはならない。含めてもよい
- ⑤ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めなければならない。

第31回 問題41

高齢者保健福祉の領域における地域包括ケアの推進に関して、地域福祉と関連する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 介護保険法の改正（2014年（平成26年））で、市町村に地域ケア会議が必置の機関として法定化された。 **努力義務**
- 2 生活支援体制整備事業に規定された地域福祉コーディネーターが市町村に配置され、協議体づくりが進められている。 **生活支援コーディネーター**
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業では、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などの多様な主体がサービスを提供することが想定されている。
- ④ 在宅医療・介護連携推進事業には、地域住民への普及啓発が含まれる。
- 5 介護保険法では、要介護認定に関わる主治医の意見に認知症初期集中支援チームの、地域での活用に関する記載が義務づけられた。 **このような規定はない**

第29回 問題37

介護保険制度と地域福祉に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「生活支援コーディネーター」（地域支え合い推進員）は、専門職として社会福祉協議会に配置されなければならない。
生活支援コーディネーターは市町村に配置され社会福祉協議会にも配置されるが、配置義務はない
- ② 包括的支援事業の中には、地域包括支援センター以外の主体にも委託できるものがある。
「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」など
- 3 地方公共団体は、被保険者が住み慣れた地域で自立生活を営めるよう、その求めに応じて居住先を確保しなければならない。
義務ではない
- 4 「新しい総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業）は、単一の主体が独占的にサービスを提供することが想定されている。
多様な主体による重層的なサービス提供
- 5 市町村が地域ケア会議を開催する際は、当該地域の住民を参加させなければならない。
地域ケア会議はケアマネや医師など専門職中心

模擬問題

介護保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

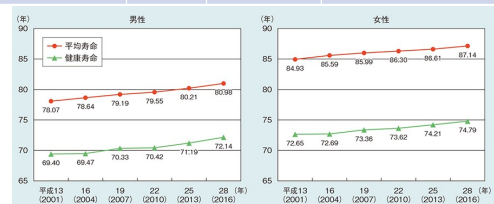
- 1 介護保険制度の保険者は、国である。
- 2 介護保険制度の被保険者は、40歳から64歳までの医療保険加入者が含まれる。
- 3 介護保険制度の財源は、公費と利用者の自己負担で賄われる。
- 4 要介護認定は、都道府県が設置する介護認定審査会が実施する。
- 5 保険給付に関する処分に不服がある場合は、市町村が設置する介護保険審査会に審査請求する。

介護保険&高齢社会白書 まとめ

令和3年版 高齢社会白書	介護者の 続柄	介護を依頼した 人(男性)	介護を依頼した 人(女性)	介護が必要になっ た原因(全体)	介護が必要になっ た原因(男性)	高齢者 の死因	高齢化率ラ ンキング	高齢化率ワースト ランキング
1位	配偶者	配偶者	ヘルパー	認知症	脳血管疾患	ガン	沖縄県	秋田県
2位	子	ヘルパー	子	脳血管疾患	認知症	心疾患	東京都	高知県
3位	子の配偶者	子	配偶者	高齢による衰弱	高齢による衰弱	老衰	愛知県	島根県

介護保険

被保険者	第一号：65歳以上 第二号：40～64歳の医療保険加入者
保険者	市町村（広域連合） 特別区



介護保険サービス等

	市町村	都道府県
地域密着型サービスの事業所指定	○	
居宅介護支援の事業所指定	○	
介護予防支援の事業所指定	○	
介護認定審査会の設置	○	
介護保険審査会の設置		○
財政安定化基金の設置		○